

令和7年度 第4回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

日時：令和8年3月24日（火）18時30分～

場所：牧島コミュニティセンター 研修室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1)覚書の内容検討

資料1

資料2

4. その他

5. 閉会

今後のスケジュール

・4月21日（火） 18:30～ 牧島コミセン 研修室

黒塩地区廃棄物最終処分場建設に係る覚書（案）

黒川町（以下「甲」という。）と牧島地区（以下「乙」という。）、伊万里市（以下「丙」という。）、肥前環境株式会社（以下「丁」という。）及び大栄環境株式会社（以下「戊」という。）は、丁が伊万里市黒川町黒塩地区に設置する廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の建設に関し、次のとおり覚書を締結する。

1. 建設工事関係

①着工前の説明

丁は、処分場の建設工事の着工前に甲及び乙の住民に対して、工事内容、工程等の説明会を開催するものとする。

②安全対策

丁は、処分場の建設工事において関係法令の遵守とともに、作業及び並びに機械及び車両の安全対策の徹底を図るものとする。

③環境保全対策

丁は、処分場の建設工事における作業及び並びに機械及び車両による騒音、振動及び粉じんの発生を抑制し、濁水及び土砂流出対策を図るものとする。

④事故発生時の措置

丁は、処分場の建設工事において、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に影響を及ぼすおそれのある事故発生時には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲、乙及び丙に報告するものとする。

⑤苦情等への対応

丁は、処分場の建設工事における苦情等に対して真摯に対応するものとする。

2. 処分場の管理運営

①取り扱わない廃棄物

丁は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき佐賀県から許可を受けた処分場で処理する廃棄物の種類のうち、~~動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿及び動物の死体~~は取り扱わない。

②環境の保全への配慮

丁は、処分場における騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生並びに廃棄物の飛散を

防ぎ、周辺住民の生活環境とともに、周辺地域の自然環境及び伊万里湾の海域環境の保全を図るに配慮するものとする。

③放流水の水質基準

丁は、処分場からの放流水について、第4項第1号に定める環境保全協定で定める水質基準以下とするものとする。

③④運搬車両への指導

丁は、処分場への廃棄物運搬車両について、交通法規の遵守とともに、~~廃棄物の飛散等がないよう~~周辺住民の生活環境に支障を来さないよう指導するものとする。

④⑤景観対策

丁は、処分場に埋め立てる廃棄物のごみの山に見えないよう景観対策を行うものとする。

⑤⑥処理水等検査結果の提出放流水等の検査結果

丁は、~~処理水等の~~処分場からの放流水等の検査結果証明書を検査機関から受領後速やかに丙にその写しを提出するものとする。

⑥⑦立入調査

丁は、必要な限度において、甲、乙又は丙からの処分場の立入調査に応じ協力するものとする。

⑦⑧異常発生時の措置

丁は、処分場において、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に重大な影響を及ぼすおそれのある異常が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲、乙及び丙に報告するものとする。

⑧⑨苦情等への対応

丁は、処分場の管理運営における苦情等に対して真摯に対応するものとする。

3. 地域振興関係

①市内事業者への発注等

丁は、処分場の建設工事について、優先して伊万里市内の事業者への発注・下請けを図るものとする。

②従業員の地元採用

丁は、処分場で雇用する従業員について、優先して甲及び乙の住民を採用するも

のとする。

③地域行事への協力

丁は、地域行事等について、可能な範囲において甲及び乙に協力するものとする。

④地域振興策

丁は、埋立中及び埋立完了後の地域振興策について、真摯に応じ、甲、乙及び丙と十分に協議するものとする。

4. 環境保全協定等

①環境保全協定の締結

甲、乙、丙、丁及び戊の5者による環境保全協定を締結し、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域の保全を図るものとする。

②管理運営等に係る報告

丁は、処分場の建設工事の進捗や処分場稼働後の~~処理水~~放流水の水質検査結果等を含む管理運営の状況について、甲、乙及び丙に対し定期的に報告するものとする。

③損害賠償責任

丁は、処分場の建設及び運営に起因し甲、乙又は丙に被害損害が発生したときは、その損害について誠意をもって賠償する。

④処分場等の変更

丁は、運用開始後に処分場の施設及び設備の改良若しくは変更（軽微なものを除く。）又は処分場で処理する廃棄物の種類の変更を行う場合は、事前に甲、乙及び丙と協議を行うものとする。

④⑤環境保全協定等の履行

丁は、本覚書及び第1号に定める環境保全協定に定める事項について、誠実に履行するものとし、戊は、丁の履行責任を連帯して負う。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

- 甲 佐賀県伊万里市黒川町塩屋504番地1
黒川町区長会 会長 ⑩
- 乙 佐賀県伊万里市瀬戸町5832番地2
牧島地区区長会 会長 ⑩
- 丙 佐賀県伊万里市立花町1355番地1
伊万里市長 ⑩
- 丁 佐賀県伊万里市伊万里町甲513番地
肥前環境株式会社 ⑩
- 戊 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社 ⑩

黒塩地区廃棄物最終処分場建設に係る覚書（案）

黒川町（以下「甲」という。）と牧島地区（以下「乙」という。）、伊万里市（以下「丙」という。）、肥前環境株式会社（以下「丁」という。）及び大栄環境株式会社（以下「戊」という。）は、丁が伊万里市黒川町黒塩地区に設置する廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の建設に関し、次のとおり覚書を締結する。

1. 建設工事関係

①着工前の説明

丁は、処分場の建設工事の着工前に甲及び乙の住民に対して、工事内容、工程等の説明会を開催するものとする。

②安全対策

丁は、処分場の建設工事において関係法令の遵守とともに、作業並びに機械及び車両の安全対策の徹底を図るものとする。

③環境保全対策

丁は、処分場の建設工事における作業並びに機械及び車両による騒音、振動及び粉じんの発生を抑制し、濁水及び土砂流出対策を図るものとする。

④事故発生時の措置

丁は、処分場の建設工事において、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に影響を及ぼすおそれのある事故発生時には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲、乙及び丙に報告するものとする。

⑤苦情等への対応

丁は、処分場の建設工事における苦情等に対して真摯に対応するものとする。

2. 処分場の管理運営

①取り扱わない廃棄物

丁は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき佐賀県から許可を受けた処分場で処理する廃棄物の種類のうち、動物のふん尿及び動物の死体は取り扱わない。

②環境への配慮

丁は、処分場における騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生並びに廃棄物の飛散を防ぎ、周辺住民の生活環境とともに、周辺地域の自然環境及び伊万里湾の海域環境に配慮するものとする。

③放流水の水質基準

丁は、処分場からの放流水について、第4項第1号に定める環境保全協定で定める水質基準以下とするものとする。

④運搬車両への指導

丁は、処分場への廃棄物運搬車両について、交通法規の遵守とともに、周辺住民の生活環境に支障を来さないよう指導するものとする。

⑤景観対策

丁は、処分場に埋め立てる廃棄物のごみの山に見えないよう景観対策を行うものとする。

⑥放流水等の検査結果

丁は、処分場からの放流水等の検査結果証明書を検査機関から受領後速やかに丙にその写しを提出するものとする。

⑦立入調査

丁は、必要な限度において、甲、乙又は丙からの処分場の立入調査に応じ協力するものとする。

⑧異常発生時の措置

丁は、処分場において、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に重大な影響を及ぼすおそれのある異常が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲、乙及び丙に報告するものとする。

⑨苦情等への対応

丁は、処分場の管理運営における苦情等に対して真摯に対応するものとする。

3. 地域振興関係

①市内事業者への発注等

丁は、処分場の建設工事について、優先して伊万里市内の事業者への発注・下請けを図るものとする。

②従業員の地元採用

丁は、処分場で雇用する従業員について、優先して甲及び乙の住民を採用するものとする。

③地域行事への協力

丁は、地域行事等について、可能な範囲において甲及び乙に協力するものとする。

④地域振興策

丁は、埋立て中及び埋立て完了後の地域振興策について、真摯に応じ、甲、乙及び丙と十分に協議するものとする。

4. 環境保全協定等

①環境保全協定の締結

甲、乙、丙、丁及び戊の5者による環境保全協定を締結し、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域の保全を図るものとする。

②管理運営等に係る報告

丁は、処分場の建設工事の進捗や処分場稼働後の放流水の水質検査結果等を含む管理運営の状況について、甲、乙及び丙に対し定期的に報告するものとする。

③損害賠償責任

丁は、処分場の建設及び運営に起因し甲、乙又は丙に損害が発生したときは、その損害について誠意をもって賠償する。

④処分場等の変更

丁は、運用開始後に処分場の施設及び設備の改良若しくは変更（軽微なものを除く。）又は処分場で処理する廃棄物の種類の変更を行う場合は、事前に甲、乙及び丙と協議を行うものとする。

⑤環境保全協定等の履行

丁は、本覚書及び第1号に定める環境保全協定に定める事項について、誠実に履行するものとし、戊は、丁の履行責任を連帯して負う。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

- 甲 佐賀県伊万里市黒川町塩屋504番地1
黒川町区長会 会長 ⑩
- 乙 佐賀県伊万里市瀬戸町5832番地2
牧島地区区長会 会長 ⑩
- 丙 佐賀県伊万里市立花町1355番地1
伊万里市長 ⑩
- 丁 佐賀県伊万里市伊万里町甲513番地
肥前環境株式会社 ⑩
- 戊 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社 ⑩